

○沖縄県都市公園条例

別表第2（第13条関係）

種別		単位	使用料
電柱その他これに類するもの		1本1年につき	1,340円
電線、電らんその他これらに類するもの		1メートル1年につき	60円
変圧塔		1平方メートル1年につき	1,070円
水道管、下水道管、ガス管、その他これらに類するもの	口径0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	270円
	口径0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	510円
	口径1メートル以上のもの	1メートル1年につき	750円
通路、橋、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設		1平方メートル1年につき	410円
防火用貯水槽		1平方メートル1年につき	360円
郵便差出箱、公衆電話所、警察署の派出所、天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施設		1平方メートル1年につき	780円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1平方メートル1日につき	20円
標識		1個1年につき	920円
索道及び綱索鉄道		1平方メートル1年につき	280円
工施用施設及び工施用材料置場		1平方メートル1月につき	240円

備考

- 1 使用期間が1年に満たない場合における使用料は、表に掲げる使用料に12分の使用月数を乗じて計算する。この場合において、1月未満の日数があるときは、1月として計算する。
- 2 使用期間が1月に満たない場合における使用料は、1月分とする。
- 3 使用の長さ又は面積が1メートル又は1平方メートルに満たないときは、1メートル又は1平方メートルとする。

一部改正〔昭和63年条例14号・平成9年20号・12年45号・17年24号・19年20号・22年33号・23年32号〕